

11-15-2000



F-6466

To the Honorable Commissione.

101515811

Attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):

Konami Co., Ltd.

9.15.00

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? Yes [] No [X]

3. Nature of conveyance:

- [] Assignment [] Merger
[] Security Agreement [X] Change of Name
[] Other

Execution Date: July 1, 2000

2. Name and address of receiving party(ies):

Name: Konami Corporation

Internal Address:

Street Address: 20-3, Ebisu 4-chome, Shibuya-ku,
Tokyo 150-0006, Japan

Additional name(s) & address(es) attached? [] Yes [X] No

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the filing date of the application is

A. Patent Application No.(s)

09/517,835

B. Patent No.(s)

I hereby certify that this correspondence is being deposited with the United States Postal Services as First Class Mail in an envelope addressed to: Commissioner Of Patents and Trademarks, Washington, D.C. 20231, on September 11, 2000

Dated: September 11, 2000

Frank J. Jordan
Reg. No. 20,456

Additional numbers attached? [] Yes [X] No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Frank J. Jordan

Internal Address: Jordan and Hamburg LLP

Chanin Building

Suite 4000

Street Address: 122 East 42nd Street

City: New York State: New York Zip: 10168

6. Total number of applications and patents involved:

1

7. Total fee (37 CFR 3.41):.....\$40.00

[] Enclosed

[X] Authorized to be charged to deposit account

10-1250

8. Charge any excess or credit any refund to the same deposit account number indicated above.

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature.

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Frank J. Jordan
Name of Person Signing

Signature

September 11, 2000
Date

Total number of pages comprising cover sheet:

9

OMB No. 0651-0011 (exp. 4/94)

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:
Commissioner of Patents & Trademarks, Box Assignments
Washington, D.C. 20231

PATENT
REEL: 011233 FRAME: 0029

DECLARATION OF TRANSLATOR

I, Tetsuro Hoshino, declare and say:

My address is: 411 Hazawa-cho Kanagawa-ku
Yokohama, Japan

I speak and write English and Japanese.

I have prepared the attached translation from Japanese into English of
Abstract of Commercial Register

I hereby certify that the attached translation is a true, exact, and accurate translation of the aforesaid document.

I further declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code, and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issuing thereon.

T. Hoshino
Signature

8/28 2000
Date

(Translation of the articles of association of KONAMI CORPORATION)

(front page)

The articles of association
KONAMI Kabushikigaisha

(first page)

CHAPTER 1 General Provisions

(trade name)

article 1 The Company calls itself KONAMI Kabushikigaisha, while the indication of the Company in English is KONAMI CORPORATION.

(The translation for article 2 ~ article 33 is omitted because they have no relevance with the assignment.)

(last page)

Supplementary Provisions

article 1 The revision of the article 1 shall be implemented from July 1st of 2000.

(back page)

Declaration

The set of this copy was made by the original, and the all the contents of is copy are same as those of original.

August 28, 2000

KONAMI CORPORATION

Representative Director

Kagehiko Kozuki (seal)

定 款

コナミ株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、コナミ株式会社と称し、英文ではKONAMI CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売
2. レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音および録画物の企画、制作および販売
3. 書籍、雑誌等の出版物の企画、制作および販売
4. 玩具の制作、製造および販売
5. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）のデザイン
6. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務
7. 通信回線を利用したソフトウェアの提供および販売
8. 前各号に関連する輸出入および代理業
9. スポーツ施設、遊技場の経営
10. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売
11. 有価証券の保有および運用
12. 前各号の事業に関連する事業およびこれらに附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は4億5,000万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は50円とする。

(1単位の株式の数)

第7条 当社の1単位の株式の数は100株とする。

(株式の消却)

第8条 当社は、経済情勢、当社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により平成12年6月24日以降11,000,000株を限度として、利益をもって株式を買い受けて消却することができる。

(名義書換代理人)

第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単位未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(取締役会の招集および議長)

第20条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会規則)

第21条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬)

第22条 取締役の報酬は、株主総会において定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第23条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第24条 当社の監査役は株主総会において選任する。

2. 当社の監査役の選任決議には、発行済株式総数のうち議決権を有する株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

第25条 当社の監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役は互選により、常勤監査役を選任する。

(監査役会の招集通知)

第27条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第28条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬)

第29条 監査役の報酬は、株主総会において定める。

第6章 計 算

(営業年度)

第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当および中間配当)

第31条 利益配当は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対し、これを行う。

2. 当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(転換社債の転換と配当)

第32条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当および中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを行う。

(除斥期間)

第33条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 第1条の変更は、平成12年7月1日から実施する。



上記は原本により作成し
原本と相違ありません。

平成 12 年 8 月 28 日

コナミ株式会社

代表取締役

上月景彦

